

5 盛土規制法の許可基準

令和7年4月

盛土規制法の許可基準

盛土規制法には、大別すると7つの許可基準があり、それらに適合していることを証明する図面や添付書類により審査を行う。

1 技術基準

2 設計者の資格

3 申請者の信用

4 申請者の資力

5 工事施行者の能力

6 土地所有者等の同意

7 周辺住民への事前周知

審査の視点(主なもの)

1 技術基準

- ・ 必要な図面が揃っているか
- ・ 構造計算は妥当か
- ・ 安定計算は妥当か

2 設計者の資格

- ・ 一定規模以上の擁壁や排水施設の場合、必要な資格を有しているか

3 申請者の信用

- ・ 個人の場合、本人確認資料があるか
- ・ 法人の場合、登記事項証明書があるか
- ・ 暴力団員等でないことの誓約書があるか(→県警照会)

4 申請者の資力

- ・ 資金計画書の内容が妥当か
- ・ 資金を有することを証明する資料が適正か

5 工事施行者の能力

- ・ 法人の場合、登記事項証明書や建設業許可証の写しがあるか

6 土地所有者等の同意

- ・ 工事を行う土地の所有者等の全ての同意書、印鑑証明書が揃っているか

7 周辺住民への事前周知

- ・ 工事を行う土地の周辺住民への事前周知が適切か

許可申請書類(代表例)

1 技術基準

- ・ 位置図 ・ 地形図 ・ 土地の平面図 ・ 土地の断面図 ・ 排水施設の平面図
- ・ 崖の断面図 ・ 擁壁の断面図 ・ 擁壁の構造計算書 ・ 地盤の安定計算書
- ・ 土地及びその付近の状況を明らかにする写真

2 設計者の資格

- ・ 卒業証明書 ・ 実務経験証明書 ・ 資格証 ・ 宅地造成技術講習会修了証書

3 申請者の信用

- ・ 住民票(登記事項証明書) ・ 納税証明書 ・ 役員等一覧表 ・ 誓約書

4 申請者の資力

- ・ 資金計画書 ・ 預金残高証明書 ・ 融資証明書 ・ 直近3年間の財務諸表

5 工事施行者の能力

- ・ 登記事項証明書 ・ 建設業許可証の写し ・ 事業経歴書

6 土地所有者等の同意

- ・ 同意書 ・ 印鑑証明書 ・ (多数の場合)同意者一覧表
- ・ 公図 ・ 登記事項証明書

7 周辺住民への事前周知

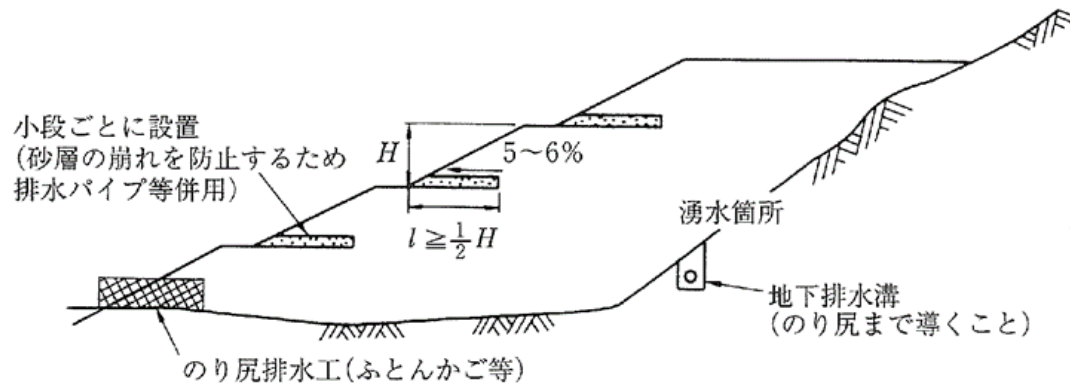
- ・ 周知範囲図 ・ 周知資料

審査基準(主なもの)

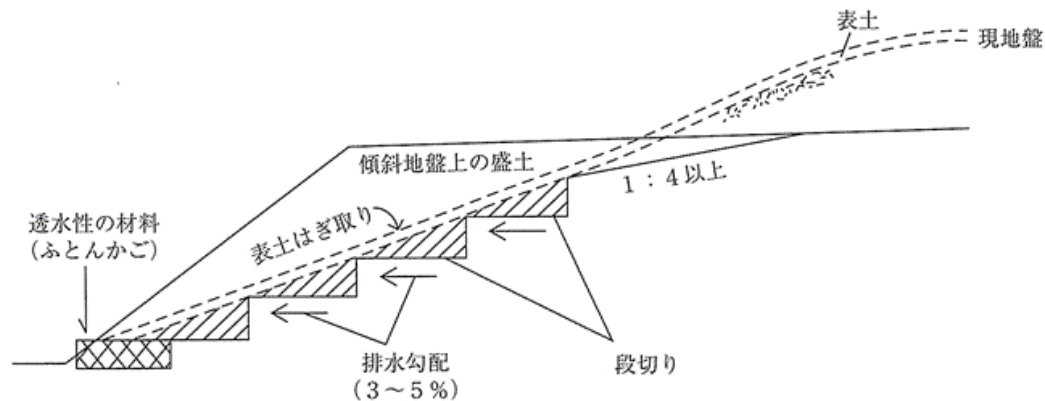
1 技術基準

地盤について講ずる措置

- ・ 1回の敷均し厚さ(まき出し厚さ)は、おおむね0.30メートル以下
- ・ 盛土内の含水比を低下させるために、盛土の小段ごとに水平排水層を設けること。



- ・ 基礎地盤の勾配が15度程度(約1:4)以上の場合には、原則として段切りを行うこと。



審査基準(主なもの)

1 技術基準

地盤について講ずる措置

- ・ 溪流等において、高さ15m超の盛土をする場合は、液状化の検討や、三次元解析による安定計算を求める。
- ・ その他、以下の条件の場合には、二次元の安定計算を求める。

判断項目	判定条件	詳細説明
溪流等	湧水やその痕跡があるか	現況写真にて判定
	溪床勾配 10 度以上の谷底部の中心から 25m 以内であるか	溪流マップを参照
	崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形か	位置図・平面図にて判定
	盛土高 15m 以上であるか	—
締固め難い材料	高含水細粒土であるか	火山灰質土に分類されるか
	締固め度による密度管理が難しい材料であるか	発生土利用基準第 4b 種に相当するか
地下水位の影響を受けやすい	片盛り、片切りであるか	—
	腹付け型盛土（原地盤の傾斜が 20 度以上かつ盛土高 5 m）であるか	傾斜地マップを参照
	傾斜地地盤（1/10 以上）上の盛土であるか	傾斜地マップを参照
	谷間を埋める盛土であるか	—
不安定な原地盤	軟弱地盤であるか	次のいずれかの場合（有機質土、N 値 2 以下の粘性土、N 値 10 以下の砂質土）
	地すべり地であるか	地すべりマップを参照
重大な影響を与える隣接物	住宅に隣接しているか	隣接とは別表において「保全対象との離隔が不十分」とみなされるもの

審査基準(主なもの)

1 技術基準

排水施設の設置に関する基準

- ・ 盛土によって、他者へ悪影響を与えないような対策 = 治水対策
- ・ 雨水や地下水によって、盛土そのものに悪影響を与えないような対策 = 排水対策

治水対策	宅地開発等の開発事業に伴い、流出形態の変化等による洪水被害を防止するため、河川改修などの積極的な対策とあわせて、その流域のもつ保水・遊水機能を適正に確保するための総合的な対策をいう。 その施設としては、調節池、調整池、校庭・公園・集合住宅の棟間などの公共公益施設用地等に設ける雨水貯留施設、浸透施設等がある。
排水対策	宅地造成等に関する工事について、降雨・湧水などによる崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止するために設置される開渠、のり面等における縦排水溝、導水管、道路側溝、地下水・湧水等の排水暗渠、雨水管渠、集水ます、人孔等の施設による対策をいう。

【治水対策】

- ・ 放流先への放流量は、管理者から確認した流下能力内に収まるよう接続すること。
なお、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、計画区域内において雨水を一時貯留する調節池その他の適当な施設を設けなければならない。

【排水対策】

- ・ 地表水・地下水により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水・地下水を排除することができるよう、排水施設を設置すること
- ・ 排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっており、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること
- ・ 排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水・地下水を支障なく流下させることができるものとなっていること

審査基準(主なもの)

1 技術基準

擁壁の設置に関する基準

- 以下のような「崖(30度を超え、硬岩盤を除く)」が生じた場合には、原則としてその崖面を擁壁で覆うこと。
 - 1) 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える「崖」
 - 2) 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」
 - 3) 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」※ 切土のり面には、緩和措置あり
- 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする事。
- 擁壁は、構造計算等により設計すること。ただし、大臣認定擁壁(宅造擁壁)は構造計算省略可。ただし、支持地盤に問題がないことを証する書面を添付すること。
- 擁壁には、水抜き穴等を設置すること。
- 以下のような場合には、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置すること。
 - 1) 基礎地盤の支持力が小さく不同沈下等により擁壁設置後に壁体に変状が生じる場合
 - 2) 地下水や浸透水等を排除する必要がある場合



鋼製枠工



大型かご枠工



ジオテキスタイル補強土壁工



審査基準(主なもの)

1 技術基準

崖面等の地表面について講ずる措置

- ・ 盛土又は切土によって生じる崖面について、安定計算により擁壁不要とした場合には、風化その他の侵食に対する保護のために、芝張りなどののり面緑化工、又は石張り、モルタルの吹付けなどの構造物によるのり面保護工等で崖面を保護すること。
- ・ 盛土又は切土によって生じる崖面以外の地表面について、雨水その他の地表水による侵食に対する保護のため、植栽、芝張りなどののり面緑化工等により地表面を保護すること。



崖面以外の傾斜地への
植生の導入・筋工等の措置

審査基準(主なもの)

2 設計者の資格

- ・ 高さ5mを超える擁壁の設計
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設計には資格が必要

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
ア 大学卒業等	<input type="checkbox"/> 卒業証明書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書
イ 短期大学（3年制）卒業等	
ウ 短期大学、高等専門学校卒業等	
エ 高校卒業等	
オ（ア）大学院1年以上専攻した者等	<input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの証明書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書
オ（イ）技術士（建設部門）	<input type="checkbox"/> 技術士の資格証明書
オ（ウ）一級建築士	<input type="checkbox"/> 一級建築士の資格証明書
オ（エ）10年以上の実務経験者等	<input type="checkbox"/> 宅地造成技術講習会修了証書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書

審査基準(主なもの)

3 申請者の信用

申請者の信用の審査のため、以下の書類が必要

申請者が法人の場合	申請者が個人の場合
<ul style="list-style-type: none">・株主等の住民票等・株主等の出資額が分かる書類 (実質的支配者リスト等)・法人税の納税証明書・事業経歴書・欠格事由に該当しないことの誓約書・法人の登記事項証明書・役員等一覧表・役員等の住民票・暴力団に該当しないことの誓約書	<ul style="list-style-type: none">・所得税の納税証明書・欠格事由に該当しないことの誓約書・住民票・暴力団に該当しないことの誓約書

審査基準(主なもの)

4 申請者の資力

申請者の資力の審査のため、以下の書類が必要

申請者が法人の場合	申請者が個人の場合
<ul style="list-style-type: none">・ 直近3年分の財務諸表・ 資金計画書・ 預金残高証明書又は融資証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 資産に関する調書・ 資金計画書・ 預金残高証明書又は融資証明書

審査基準(主なもの)

5 工事施行者の能力

工事施行者の能力の審査のため、以下の書類が必要

申請者が法人の場合	申請者が個人の場合
<ul style="list-style-type: none">・ 事業経歴書・ 登記事項証明書・ 建設業許可証の写し	<ul style="list-style-type: none">・ 事業経歴書・ 登記事項証明書・ 建設業許可証の写し

審査基準(主なもの)

6 土地所有者等の同意

所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていることを確認

申請書類

- ・ 公図
- ・ 土地の登記事項証明書
- ・ (多数の場合)権利者一覧表
- ・ (全ての権利者の)同意書
- ・ (全ての同意者の)印鑑証明書
- ・ (公共機関が土地所有者等の場合)土地の貸付等に係る契約書等の写し

審査基準(主なもの)

7 周辺住民への事前周知

法令の規定により、次のいずれかの方法により行うこととされている。

説明会の開催

工事の内容を記載した書面を、工事する土地の周辺地域の住民に配布

工事の内容を、工事する土地の周辺に掲示するとともに、インターネットを利用して住民の閲覧に供する

ただし、災害が生ずるおそれが特に大きい**以下の土地**において、**高さ15m超の盛土**をする場合には、**説明会の開催を必須**とする。

- ・ 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ・ 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- ・ 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地



溪流マップとして公開

審査基準(主なもの)

7 周辺住民への事前周知

周辺住民への事前周知状況の審査のため、以下の書類が必要

申請書類		
説明会	チラシ	看板+ネット
<ul style="list-style-type: none">・開催の周知範囲が分かる位置図等・開催案内及び開催結果が分かる資料 (説明会に用いた資料等)・説明会の状況写真	<ul style="list-style-type: none">・配布した書面・配布している状況写真及び配布日が分かる資料・配布範囲が分かる位置図等・配布範囲を決定した根拠となる図面等	<ul style="list-style-type: none">・掲示場所が分かる位置図等・掲示状況の写真及び掲示日が分かる資料・閲覧ページの写し(URLを含む)及び閲覧開始日が分かる資料

審査基準(主なもの)

7 周辺住民への事前周知

「説明会」「チラシ」の周知する範囲は次のとおり審査基準に規定


盛土等の区分	周知の範囲	参考図
<ul style="list-style-type: none">平地盛土切土土石の堆積	盛土等の境界(法尻)から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ の範囲の住民及び自治会等	
<ul style="list-style-type: none">腹付け盛土 (地盤勾配1/10以上) (約6°または10%)	盛土法肩までの高さ h に対して、盛土法肩から下方の水平距離 $5h$ の範囲の住民及び自治会等	
<ul style="list-style-type: none">溪流等における盛土谷埋め盛土腹付け盛土のうち、周知範囲に溪流等の溪床が存在するもの	下流の溪床勾配が2°以上の範囲の住民及び自治会等	



ケース・スタディ(1)

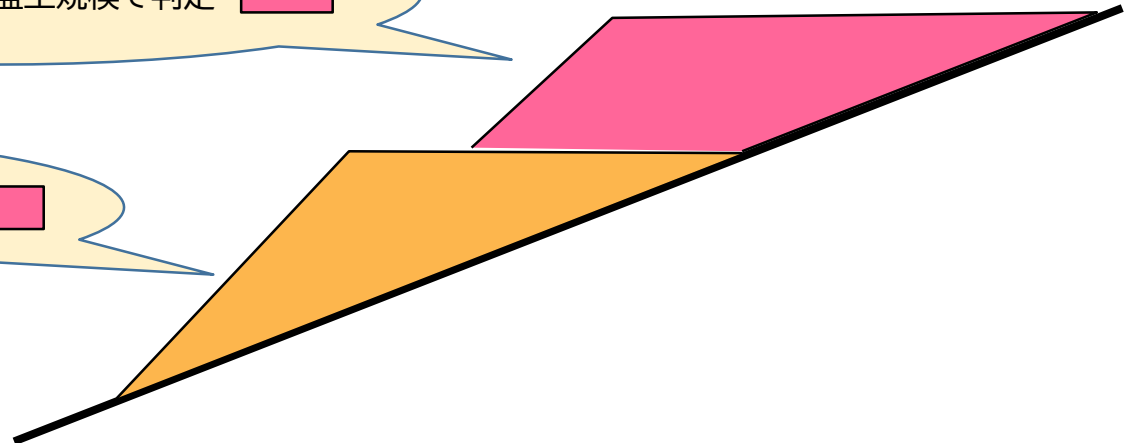
既存盛土の上に盛土する場合の技術基準の適用は？

問1 既存の盛土や擁壁の上に盛土を行う場合、既存部分はどのように取り扱うのか。

答 盛土規制法の規制対象となる盛土等の規模としては、新たに行われる盛土等の規模で判断することとなりますが、技術的基準の適用に当たっては、既存の盛土等も新たに行われる盛土等の基礎地盤として安全性を確認する必要があります。

許可の要否は、今回盛土規模で判定 

安定計算等は全体で判定  + 



審査基準(案)をHPで公開しています

The screenshot shows the official website of Iwate Prefecture. The main heading is '盛土規制法による許可に係る審査基準(案)の公開について'. Below the heading, it indicates the page number 'ページ番号1080597' and the update date '更新日 令和7年4月1日'. There are buttons for '印刷' (Print) and '大きな文字で印刷' (Print in large text). The main content area contains the following text:

盛土規制法による許可に係る審査基準(案)(令和7年4月)

令和7年5月23日からの盛土規制法の許可等事務開始に向けて、盛土規制法許可制度の運用を定めた審査基準を作成しました。

本審査基準は(案)であり、令和7年5月23日からの運用開始までに更新し、改めて公開します。

注 令和7年2月28日に公開した「2月時点案」の内容を更新し、「4月時点案」を公開します。

[盛土規制法による許可に係る審査基準\(案\)\(令和7年4月\) \(PDF 7.7MB\)](#)

関連情報

- [【4/18開催】盛土規制法の運用についての説明会の開催について](#)

On the right side, there is a sidebar menu with the following items:

- 県土づくり
- 都市計画・下水道
- 盛土規制
- 盛土規制法
- 盛土規制法による許可に係る審査基準(案)の公開について
- 盛土規制法の運用についての説明会の開催について
- 盛土規制法の規制区域(案)に関する地域説明会を開催しました
- 盛土規制法に基づく基礎調査結果(規制区域(案))の公表について
- 盛土規制法の規制区域



岩手県 - 盛土規制法による許可に係る審査基準(案)の公開について

www.pref.iwate.jp

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/1070145/1080597.html>

手続要否の判定、許可・届出が必要となる場合の様式・必要書類を掲載しています